⑬―２　補助金等の明細

（単位：千円）

区分	当期交付額	当期振替額					摘要
		建設仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
大学改革推進等補助金	145,345	—	27,100	—	—	118,244	
国立大学法人等設備整備費補助金	114,597	—	53,804	—	—	60,792	
感染症予防事業費等国庫負担（補助）金	26,446	—	—	—	—	26,446	
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	11,812	—	—	—	—	11,812	
滋賀県新人看護職員研修補助金	1,605	—	—	—	—	1,605	
滋賀県救急医療確保支援事業補助金	1,000	—	—	—	—	1,000	
滋賀県地域医療再生事業補助金	200	—	—	—	—	200	
合計	301,005	—	80,904	—	—	220,100	

⑭　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(88,216) 88,216	(6) 6	(—) —	(—) —
	非常勤	1,240	1	—	—
	計	(88,216) 89,456	(6) 7	(—) —	(—) —
教職員	常勤	(5,553,277) 7,105,948	(809) 1,136	(405,336) 421,520	(85) 107
	非常勤	1,882,477	720	22,595	285
	計	(5,553,277) 8,988,425	(809) 1,856	(405,336) 444,116	(85) 392
合計	常勤	(5,641,493) 7,194,164	(815) 1,142	(405,336) 421,520	(85) 107
	非常勤	1,883,717	721	22,595	285
	計	(5,641,493) 9,077,881	(815) 1,863	(405,336) 444,116	(85) 392

(注)１．役員に対する報酬等については、「国立大学法人滋賀医科大学役員給与規程」等に定められた支給基準等に基づき支給している。教職員に対する給与及び退職手当については、「国立大学法人滋賀医科大学教職員給与規程」及び「国立大学法人滋賀医科大学教職員退職手当規程」に基づき支給している。

２．支給人員については、年間平均支給人員による。

３．「常勤教職員」とは、本学が雇用している常勤教職員のうち受託研究費等により雇用する者を除いた教職員のことであり、「非常勤教職員」とは、常勤教職員および受託研究費等により雇用されている者ならびに派遣契約職員を除いた教職員のことである。

４．上段（　）書きは、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者について（平成16年６月３日付け16文科人第84号）」における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」に対する支給額であり、内数である。

５．法定福利費（社会保険料等事業主負担分）を除く。

⑮　開示すべきセグメント情報

（単位：千円）

区分	附属病院	その他	小計	法人共通	合計
業務費用					
業務費	18,890,869	4,912,454	23,803,324	—	23,803,324
教育経費	60,942	400,266	461,208	—	461,208
研究経費	74,143	854,025	928,168	—	928,168
診療経費	11,084,475	—	11,084,475	—	11,084,475
教育研究支援経費	—	169,635	169,635	—	169,635
受託研究費	125,796	363,743	489,539	—	489,539
受託事業費	13,036	1,264	14,300	—	14,300
人件費	7,532,475	3,123,520	10,655,996	—	10,655,996